

柏崎市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏崎市が建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、最低制限価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項）を設けず、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）を決定する場合において、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査する場合（政令第167条の10第1項）（以下「低入札価格調査」という。）の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる建設工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億5千万円以上の建設工事
- (2) 総合評価方式入札を実施する建設工事（以下「総合評価案件」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認める建設工事

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（1万円未満の端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とする。

(予定価格書への調査基準価格の記載)

第4条 「新潟県柏崎市財務規則の規定に基づき備うべき帳簿及び諸表、報告書の様式」（以下「備うべき様式」という。）に定める予定価格書及び「新潟県柏崎市上下水道局会計規程」（以下「会計規程」という。）に定める予定価格書中、「最低制限価格」を「調査基準価格」と読み替え、本基準に基づく金額を記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「入札書等比較調査基準価格」に記載するものとする。

2 備うべき様式に定める入札調書及び会計規程に定める入札調書についても、前項と同様に記載するものとする。

(低入札価格調査)

第5条 低入札価格調査は、その入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて調査する。

2 前項の調査に当たり、落札候補者が入札時に提出した工事費内訳書が次のいずれかの基準（以

下「失格基準」という。)を満たさない場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとみなし、失格とする。

- (1) 直接工事費が市の設計額に10分の9.5を乗じて得た額以上
- (2) 共通仮設費が市の設計額に10分の9を乗じて得た額以上
- (3) 現場管理費相当額が市の設計額に10分の8を乗じて得た額以上
- (4) 一般管理費等が市の設計額に10分の3を乗じて得た額以上
- (5) 共通仮設費の各項目が適切に計上されていること

3 前項の規定に係らず、特に必要があると認めるときは、失格基準を別に定めることができる。
(落札決定)

第6条 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者と決定する。

2 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、最低価格入札者に次いで低い金額で入札し、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、低入札価格調査を実施する。

(監督体制の強化等)

第7条 低入札価格調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 工事担当課長は、受注者が施工体制台帳又は施工計画書を作成している場合には、受注者に対し、その提出を求めるものとする。この場合において、記載内容が低入札価格調査時と異なるときは、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。
- (2) 当該工事の監督員は、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聴取するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。